

参加報告 I

(財) 文字・活字文化推進機構／毎日新聞社主催 子どもの読書環境整備推進フォーラム

「教育・授業改革にとって、学校図書館はなぜ必要か」

とき：2008年9月27日 会場：大阪商工会議所

内容：基調講演 北川達夫氏（日本教育大学院大学局員教授・フィンランド・ミット紹介者）

パネルディスカッション

磯谷桂介氏（文部科学省初等教育局児童生徒課長）

植田恭子氏（大阪市立昭和中学校教諭）

塩谷京子氏（静岡市立森下小学校司書教諭）

開催目的：

学校図書館は、①子どもの読書推進活動 ②学習・情報センター機能 ③調べ学習など、学校教育の中核的な役割を担います。他方、新学習指導要領は「言語活動の重視」に改訂されます。すべての科目における言語活動の導入は、教育・授業改革を喚起するものと見られており、教育現場の意識改革や学校図書館の活用が改めて注目されています。このフォーラムは、学校図書館図書予算の獲得にとどまらず、新たな状況を受けて、読書指導のあり方、教育・授業改革と学校図書館の役割、図書館の将来像など、学校図書館の基本的なありようを明らかにすることを目的としています。

財団法人文字・活字推進機構とは？

文字・活字推進機構は『子どもの読書活動推進法』と『文字活字文化振興法』を具現化する民間団体です。（会長 福原義春資生堂名誉会長 副会長 阿刀田高日本ペンクラブ会長）この機構は、日本語を深く理解し、表現力や思考力、情報分析力や構想力を持った人づくりを目指すことで言語力豊かな国民生活と創造的な国を実現するために、さまざまな活動を展開しています。

推進機構からのメッセージ：

学校図書館は、すべての子どもたちの共通の財産です。本を読んだり、学習に必要な資料を調べたり、いろいろな活用の仕方がある、まさに学校教育の中心的な役割を果たしています。学校図書館はまた、子どもたちの心のオアシスです。さびしい思いを抱えている子どもや孤独な子どもが増えています。そんな子どもたちも学校図書館にきて、本に手を伸ばしてほしいと願っています。人は誰もがさびしいときもあれば、悲しいこともあります。学校図書館の人に相談すれば、きっとそのときの心情にそった本を選んでくれるでしょう。紹介してもらった物語を読むと、自分だけが悩んでいるのではなく、誰だってたくさんの悩みを抱え、それを乗り越えて生きているんだということがわかります。旅に出たい気持ちを伝えると、宇宙や海底の物語を紹介してくれるはず。学校図書館が「心のオアシス」となるには、子どもたちの多様な欲求をみとすほどの図書や資料の配備と、それらを案内してくれる司書教諭の専任化・学校図書館司書の配置が必要です。

“学校司書が公的用語に”

この会場で文部科学省の新しい広報リーフレット「学校図書館のチカラをこどもたちのチカラに」が配布されました。リーフレットには7箇所の学校図書館活動の事例が紹介されており、「専門的な知識・技術をもった学校司書」という表現が使われ、「高校だけでなく小・中学校にも学校図書館に『学校司書』を配置して、司書教諭等と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施したり、図書館サービスの改善を図ったりしていくことなども有効です」と述べられています。

文科省が広報資料で正式に“学校司書”という表現を使ったのは初めてのことです。この画期的な記述は、子どもの読書サポーターズ会議（座長 元鳥取県知事 片山善博氏）の審議経過が反映されたためと言われています。このリーフレットについては、パネラーの磯谷文部科学省初等教育局児童生徒課長もひとつの成果として紹介されていました。

子ども読書サポーターズ会議とは？

文部科学省において、平成19年度より「子どもの『読む・調べる』習慣の確立に向けた実践研究事業」を開始し、その一環として設置された会議です。地方行政、教育、学術、出版・包装、芸能、スポーツなどの各界から子どもの読書応援団を自認するサポーターが集まり、自由な意見交換や社会への発信を行うことを目的としています。会議では、学校図書館をより効果的に活用するためのアイデアなどを検討し、子どもの読書環境充実にに向けた提案が行われています。この会議での議論をまとめたものが、以下の審議報告です。

『 これからの学校図書館の活用の在り方等について 』より抜粋

学校図書館法による明確な位置づけにもかかわらず、教員のサポート機能については、これまで長年にわたり発揮されてこなかった実態がある。教育指導の専門職たる教員にとって、もとより情報資料などのサポート環境は不可欠であり、学校図書館においても、学校図書館法の規定に基づき、そのための相応な役割を果たしていくことが当然に求められる。また、とりわけ最近では個々の教員の創意工夫による教育活動の充実がますます重要となる一方、それぞれの教員について見れば、その業務は一般に多忙となっており、子どもたちへの指導の準備に要する時間も含め、子どもと向き合う時間の確保に困難を抱えている実情がある。こうした中であって、教員に最も身近な情報資料拠点である学校図書館を、教材研究や授業準備の支援に有効に活用していけるようにすることは、もはや猶予を許されない課題であると考えらる。

学校図書館の高度化推進に向けての留意点

学校図書館の重要性について共通理解を深め、司書教諭を中心に、すべての教員や学校司書などが適切な役割分担の下、協力して学校図書館を充実させる。

教育委員会による条件整備・支援の現状

学校図書館の業務の専門的な知識・技能を有する担当職員である、いわゆる「学校司書」の役割が重要となる。学校図書館担当職員については、現在その職務内容の実態などは様々となっているが、「学校司書」として、図書の貸し出し、返却、目録の作成などの実務のほか、資料の選択・収集や図書の紹介、レファレンスへの対応、図書館利用のガイダンスなど専門性を求められている業務において大きな役割を担っている例が少なくない。

求められる条件整備・支援

学校図書館の人的・物理的体制の整備は、上のような現状を踏まえつつ、設置者たる教育委員会において責任を持って進める必要がある。各教育委員においては、その設置する学校図書館について、次のような措置を積極的に講ずることが望まれる。

・人的体制 各学校に専門的な人材による体制を確立する
～学校司書の配置、担当職員の常勤化、非常勤職員の配置時間の充実

いろいろな立場にある団体が、学校図書館の充実を提案し、学校司書配置という形で実現しなければならないという動きを積極的に作りはじめました。大変に心強いことです。

この文部科学省の広報リーフレットはインターネットで見ることができます。【文部科学省HP→教育→小学校・中学校・高等学校→学校図書館→子どもの「読む・調べる」習慣の確立に向けて→子どもの読書活動と学校図書館に関する広報リーフレットの掲載について】

参加報告Ⅱ

全国の学校図書館に人を！の夢と運動をつなぐ情報交流紙「ぱっちわーく」主催講演会

「教育基本法『改正』と学校図書館」

とき：2008年11月1日 会場：日本図書館協会 講師：土屋基規氏（近畿大学教授・神戸大学名誉教授）

考える会が全国の学校図書館の動きを知るための主たる情報源は、「ぱっちわーく」です。その「ぱっちわーく」が主催する講演会に出席してきました。全国16都道府県からの参加があり、各々の会報を交換したり、メールでしか連絡を取っていない人と声をかけあったりと、ひとつの交流会が形成されていました。

改悪と叫ばれた新教育基本法ですが、改正の後の変化は実感できてはいません。けれども、法律は確実にじわじわと効いてくるだろうという本能的な恐れだけは持っています。その予感を、研究者はどのように具体的に捉えておられるのかを学んできました。

まず、土屋先生は、あの改正がどのように実現し、どのように討議され、どんな意味をもっていたのかを解説してくださいました。1950年代はじめから、教育基本法は「国への忠誠や父母や先祖に報恩感謝するといった国の美しい伝統が足りない」という主張があり、改正論議が何度も起こっていたこと、憲法の付属法といわれる教育基本法の改正は、憲法改正の布石として、まず外堀を埋めるというねらいで行われたということ、法律や教育の研究者や、教育関係者、保護者、市民が参加しての大きな議論の中で、多くの問題点を指摘したにもかかわらず改正されてしまったこと、などの経緯をわかりやすく話されました。

そして現在、改正された教育基本法のもとに、これからの教育のありようがかなり急いで具体化されてきているので、その検討と是正が不可欠になってきているということでした。以下示された問題点を要約します。

問題点：全国一斉学力テストの実施と結果の公開

すでに2回行われた全国一斉学力テストでは、どの程度のレベルで結果を公開するかについての各自治体の首長と教育委員会との論争を目にするばかりですが、報道では結果を公開することの本来の意味がまったく見えてきません。イギリスではこの学力テストと同様なナショナルテストが導入されていますが、学校教育が準備教育になってしまい、カリキュラムが非常に乱れてきたことが教育研究者たちの調査で判明し、廃止する自治体もでてきているそうです。

問題点：教育振興基本計画はどんなふうになる？

日本は教育関係予算が国際的に見ても低いレベルなので、予算獲得の根拠となると期待されたのが教育振興基本計画でした。2008年7月に閣議決定された内容では、「司書教諭の発令促進と学校図書館の諸事務にあたる職員の配置を促す」という記述はあるものの、具体的な数値目標はありません。しかし、新法では、国が定めた計画に沿って各自治体の計画を作ることが定められていますので、これからは公共図書館の充実も含めて、各地域の計画作りに声をあげていくことが大切と述べられました。

問題点：教育行政の「不当な支配」の可能性は？

今回の改正でもっとも懸念されたのが、教育行政が教育の不当な支配の主体者になりえるのではないかという点でした。新法では、「法律および法律の定めるところにより教育がおこなわれる」という文言が入ったため、学校教育にも社会教育にも、ある程度の干渉の可能性を残してしまったそうです。同様に気がかりなのは、国に規定されるべきものではない家庭教育の内容が新設されたことです。「父母その他の保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」という文言がそれに当たります。

このような新法による改正のためでしょうか、昨年9月の富山市議会で以下のような意見書が自民党から提案され、反対討論はあったものの、富山市議会の名前で国会に提出されてしまいました。行政が教育の内容に干渉するひとつの事例と言えるのではないのでしょうか。反対討論も合わせて、以下読んでみてください。皆様はこのような動きをどのように感じられるのでしょうか。

.....

議員提出議案第21号
教育改革の推進を求める意見書

新たに公共の精神の尊重や伝統の継承などを規定した改正教育基本法が、平成18年12月に施行された。この中では、国などが家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供などを行う努力義務が定められており、今後はその理念が教育現場に生かされることが重要である。

教育水準を高めるために緊急を要する課題は、保護者や地域住民が学校の正確な実態を把握すること及び全ての教育の基礎となる家庭教育への重点的な支援を推進することである。

安倍内閣時に設置された「教育再生会議」では、第三者機関による学校の外部評価・監査システムの導入と子育て家庭、親の学びを支援することを提言しているが、その一日も早い具体化を願っている。

よって、国会及び政府におかれては、教育改革の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 教育水準を高めるため、全国の学校を調査、評価し、情報を公開する国の専門機関の設置を図ること。
- 2 国に「親学」普及本部を設置し、家庭の教育力を高めるため、家庭教育支援を充実すること。

反対討論（志麻議員）

教育改革の推進を求める意見書について申し上げます。

教育は人と社会、国の未来を決めるものですから、教育に対して社会が関心を持ち、教師が十分に子どもと向き合えるように教育環境を整える予算の拡充を願っているものです。子育てにおいてもさまざまな子育て支援が必要であり、ハード、ソフト両面の施策充実こそ政治の役目と思っております。

このたびの意見書は、学校を調査、評価し、情報を公開する国の専門機関の設置を図るようにとのことですが、その目的は教育水準を高めるためとのこと。教育の成果は、在学時の学力テストの点数だけで評価できるものでないことは私たち大人がよく知っているところです。一人一人の子どもが持つ可能性を伸ばすこそ教育です。政治が教育に必要な以上に介入することはよくないとも考えており、意見書に述べている国の専門機関の設置に反対いたします。

親への支援としては、子育てに不安を感じる親へのアドバイスや学びの場の提供は大いにあってほしいと思います。親学という学問分野は、子育ての方法や子どもへの対応の仕方、心構えといった広い意味では、昔からさまざまな教えや本などが出版されていて、私たち親になった者は随分心強く思ったものもあれば、そうでないものもあります。

教育再生会議でも具体的な親学の提言がされましたが、母乳で育てたいと思っても、それが不可能な場合もあります。テレビよりも演劇を鑑賞させてやりたくても、経済的に無理な家庭もあるのです。政治の役割は、国に親学普及本部を設置することよりも、親が適切に子どもを育てられるような環境を整備することであると考えます。